

Q. 1 道路の舗装工事に使用する質量販売は補助対象になりますか？

A. 補助対象になりません。
道路の舗装工事など屋外で移動して消費する質量販売の場合は対象外です。

Q. 2 質量販売ですが高圧ガス法の適用を受け、工場敷地内の溶接作業としてバーナーを使用する場合は補助対象になりますか？

A. 補助対象になりません。
工場で使用する場合でも、屋外で移動して消費する質量販売の場合は対象外です。

Q. 3 質量販売ですが高圧ガス法の適用を受け、工場内の固定された貯蔵設備から配管した先の設備で消費する場合は補助対象になりますか？

A. 補助対象になります。
ガスボンベやバルクタンクを貯蔵設備に固定し、工場などの消費設備にガスを供給する方法で容器交換またはタンクローリーからの充填による質量販売は本事業の対象となります。

Q. 4 質量販売の中でも対象になるものとならないものがあるのはなぜですか？

本事業では、LPガスを工業用に使用し、函館市内を使用場所として契約している利用者が、体積販売で供給を受ける(=質量販売を除く)場合を対象としています。
これは、屋外で移動して消費する質量販売については、函館市以外の場所で使用することが可能であり、その使用状況を確認することができないため対象外としているものです。
ただし、Q3の例のように、工場内の固定された貯蔵設備から配管した先の設備で消費する場合には、ガスメーターが設置されておらず、質量販売による場合であっても対象としています。

Q. 5 交付申請の前に支援金を支払ってしまいました。

A. 補助対象になりません。
必ず市に交付申請を行い、交付決定を受けてから支援金をお支払いください。

Q. 6 月ごとに検針して料金を請求するのではなく、随時充填するごとに料金を請求しています。この場合の支援金額はどのように考えればいいですか？

A. 月ごとに請求金額を合算いただき、最も高い月の金額(消費税等相当額を含む)に相当する額(1契約あたりの上限10万円、最も高い金額が2千円以下の場合は2千円)が支援金額となります。

Q. 7 工業用利用者と口座でのやりとりがなく、振込先がわかりません。

A. 支援金については、口座振込によるお支払いをお願いしております。
LPガス販売事業者様から工業用利用者様に口座情報を確認していただき、お振り込みくださいますようお願いいたします。

Q. 8 工業用利用者に対するお知らせ例は、データをそのまま使用してもよろしいでしょうか？

A. はい。使用いただいて構いません。
なお、LPガス販売事業者様で使用する書式がある場合はそちらをご使用いただいて構いませんが、お知らせ例の記載内容については、漏れなく記載くださいますようお願いいたします。

Q. 9 工業用利用者に対するお知らせを送付する際に、工業用利用者から受け取りの署名などをいただく必要はありますか？

A. 工業用利用者様の署名等をいただく必要はございません。

Q. 10. F A Xで申請してもよろしいでしょうか？

A. 恐れ入りますが、書類が不鮮明になるためFAXによる申請は受け付けておりません。
補助金の申請は、郵送のほかメールによる受付を行っております。

Q. 11. 対象となる工業用利用者が、一般消費者等に当たる契約も結んでおり既に北海道の緊急支援事業による値引きがされています。この場合は工業用利用の契約は対象になりませんか？

A. 工業用利用の契約分のみ対象となります。